

平成25年度

町の予算書



おお なん ちょう
邑 南 町

※町の予算や主な事業については、広報おおなん4月号（邑南町ホームページにも掲載しています。）も併せてご覧ください。

目 次

1. 平成25年度予算の概要	4
・ 概要	
・ 一般会計予算の概要	
① 歳入予算	
② 歳出予算（目的別）	
③ 歳出予算（性質別）	
2. 一般会計予算の内訳（歳入）	11
3. 一般会計予算の内訳（歳出）	18
4. 特別会計予算	33

用語について

歳入と歳出

「歳入」と「歳出」はそれぞれ収入と支出の一年間の総額です。収入の一部を支出にあてたときでも、差し引きは行わないのが原則です。

予算と決算

「予算」は「歳入」と「歳出」の見積額のこと、「歳入」の見積額が「歳入予算」、「歳出」の見積額が「歳出予算」となります。「歳入」「歳出」を見積もって「予算」にすることを「予算を組む」または「予算をたてる」といいます。「歳出予算」の限度額は「歳入予算」の額となります。普通「歳出予算」が「歳入予算」と同じ額になるよう予算をたてます。

役場の行う様々な事業は「歳出予算」の範囲内で行われます。

「決算」は「予算」に基づき一年間活動した結果、実際に収入、支出した「歳入」、「歳出」の額のことです。「予算」と同様に「歳入決算」、「歳出決算」があります。黒字の場合は繰越金として次年度へ引き継ぎ、赤字の場合はその補てんを行います。

会計

「会計」は「歳入」、「歳出」を目的により大きく分類し、他の「会計」に属する金額と混ざらないよう分けたものです。「会計」ごとに「予算」をたてます。

「会計」は次のように分類されます。

1. 普通会計・・・特別の事業目的を持たず、一般的な運営を行う一般会計と、事業会計や公営企業会計に属さない特別会計が属します。
2. 事業会計・・・法律で設置が義務づけられている、特定の事業を行う会計です。
3. 公営企業会計・・・事業会計の内、「歳出」を料金収入でまかなうなど民間企業に近い性質を持つ事業を独立した経理で行うための会計です。

邑南町の会計をこれに従って分類すると次のようになります。

1. 普通会計
 - (ア) 一般会計・・・邑南町の行政の中核となる会計です。特定の目的を持たず、町行政全般を扱います。
 - (イ) 電気通信事業特別会計・・・電気通信事業（ケーブルテレビ事業など）を行うための会計です。
2. 事業会計
 - (ア) 国民健康保険事業特別会計・・・国民健康保険を運営するための会計です。
 - (イ) 国民健康保険直営診療所事業特別会計・・・阿須那、井原、日貫の診療所を運営するための会計です。
 - (ウ) 後期高齢者医療事業特別会計・・・後期高齢者医療事業を運営するための会計です。
3. 公営企業会計
 - (ア) 簡易水道事業特別会計・・・上水の給水事業を行うための会計です。
 - (イ) 下水道事業特別会計・・・下水処理事業を行うための会計です。特定環境保全公共下水道、農業集落排水、生活排水の各事業により下水道の整備、管理を行います。

目的と性質

「予算」や「決算」は多くの収入や支出からなりますので、組むときにも分析するときにも収入や支出を分類することが必要になります。この分類は「目的」と「性質」の二つにより行います。

「歳出」は「目的」と「性質」の両方を使って分類します。

「目的」は「何を^{かん}する^{こう}のか」（道路を建設する、施設の維持管理を行う、イベントを行うなど）による分類で、大きな方から款、項、そして目で分けます。款と項については、それぞれいくらの「予算」を配分するのか議会で議決を受けなければなりません。款、項、目は法令によりガイドラインが示されていますが、必要に応じて付け加え、または不要なものを削ってよいとされています。

「性質」は款、項、目で分類した「目的」を実現するため「どのような手段をとるのか」（工事を請負に出す、光熱水費を支払う、賃金を支払って人を雇う、使用する物品を購入する、など）による分類で、節^{せつ}により分類します。「歳出」の分類に用いる節は28種類で、法令で定められています。款、項、目とは異なり、付け加えたり削除したりすることはできません。

「歳入」は主に「性質」で分類します。「歳入」の「性質」には税、使用料、国や県の支出金、基金や他の会計からの繰入、地方債（借金）などがあります。分類は款、項などにより行います。

1. 平成25年度予算の概要

●重点項目

「誰もが豊かさを実感できるA級のまちづくりへキックオフ！」

～心の豊かさ・生活の豊かさ～

(1)一人一人が「日本一の子育て村づくり」「A級グルメ立町」に参加する仕組みづくり

- ・持続可能な社会づくりを目指して若者定住人口の増加を図る
- ・子育て村：一人一人が自分のこととして町の施策に関わる仕組みづくり
- ・A級グルメ：食を通じて、人や自然、産業などあらゆる資源に関心と誇りを持ち、地域ブランドや関連産業が生まれる基盤づくり

(2)所得の向上

- ・農商工連携ビジョン実現へのアクション
- ・地産地消の推進

(3)健康づくり、体力づくりの推進

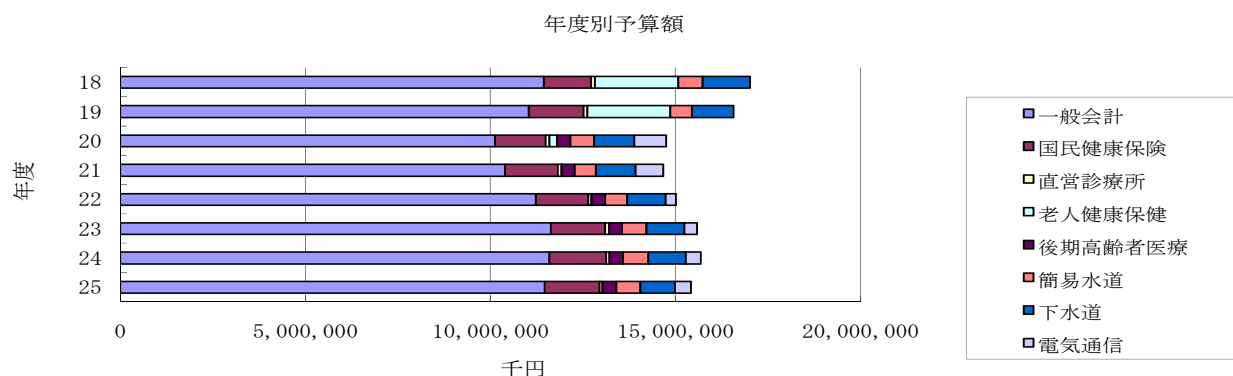
- ・地域保健対策の推進
- ・予防活動の推進

(4)安心・安全なまちづくり、景観

- ・施設耐震化の推進
- ・道路整備、河川改修
- ・自主防災の取組み

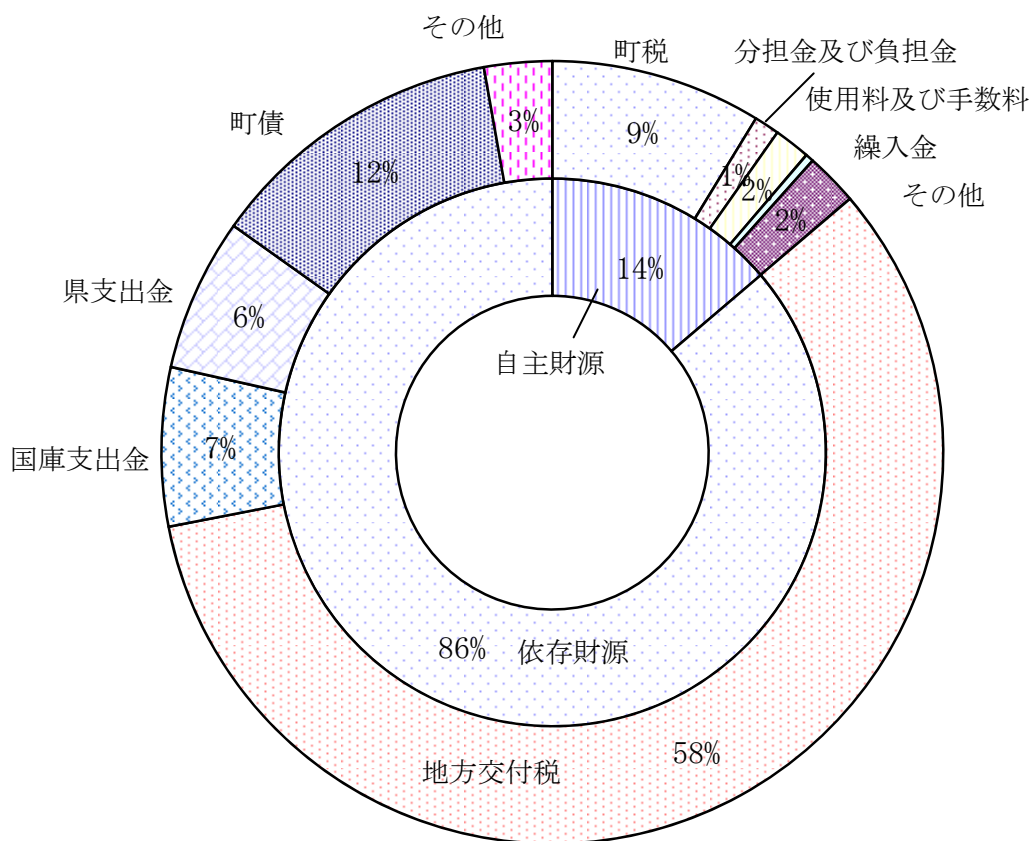
●各会計の予算額

会計	平成25年度	平成24年度	比較増減	増減率
一般会計	114億8,000万円	115億9,500万円	△1億1,500万円	-1.0%
特別会計	39億5,180万円	40億9,540万円	△1億4,360万円	-3.5%
国民健康保険	14億7,060万円	15億3,700万円	△6,640万円	-4.3%
直営診療所	8,720万円	9,590万円	△870万円	-9.1%
後期高齢者医療	3億7,020万円	3億5,900万円	1,120万円	3.1%
簡易水道	6億4,680万円	6億8,260万円	△3,580万円	-5.2%
下水道	9億4,600万円	10億1,700万円	△7,100万円	-7.0%
電気通信	4億3,100万円	4億390万円	2,710万円	6.7%
総合計	154億3,180万円	156億9,040万円	△2億5,860万円	-1.6%



一般会計予算の概要

① 歳入予算



【自主財源】

町が直接集めるお金です。町が金額を自主的に決められることから自主財源と呼ばれます。

- 町税(10 億 136 万 5 千円 対前年度△237 万 1 千円)

住民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税など、町に直接納められる税金です。

- 分担金および負担金(1 億 2,036 万 9 千円 対前年度△710 万 5 千円)

町が行う事務・事業により、特に利益を受ける人から事業費の一部とするために集めるお金です。学校給食費負担金や保育所入所者保護者負担金、健康診査費の自己負担分などです。

- 使用料および手数料(1 億 7,121 万円 対前年度 359 万 2 千円増)

公共施設の使用料と、各種証明書の発行手数料などです。

- 繰入金(3,901 万 6 千円 対前年度△5,036 万 5 千円)

町の貯金である基金を取り崩したお金です。

- **その他(2 億 4,960 万 5 千円 対前年度△3,579 万 7 千円)**

財産収入、寄附金、繰越金、諸収入です。

【依存財源】

国や県から配分されたり、金融機関などから借りてくるお金です。国・県や金融機関を頼って得ることから依存財源と呼ばれます。

- **地方交付税(66 億 7,900 万円 対前年度△1 億 200 万円)**

行政サービスの水準を一定以上に保つため、税収などが少ない自治体に交付されるものです。特定の国税のうち一定割合が地方交付税として使われます。

※地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供できるようにするためのもので地方公共団体の固有財源とされています。

- **国庫支出金(7 億 5,176 万 9 千円 対前年度△529 万 6 千円)**

- **県支出金(7 億 2,621 万 8 千円 対前年度△615 万 5 千円)**

町が行う事業・事務の中には、費用の一部を国・県が負担することが義務づけられているもの、国・県の政策と合っているため補助を受けることができるもの、国・県の業務で必要経費を受け取って代行しているものもあります。これらの事業にあてるため、国・県が町に支払うお金のことです。

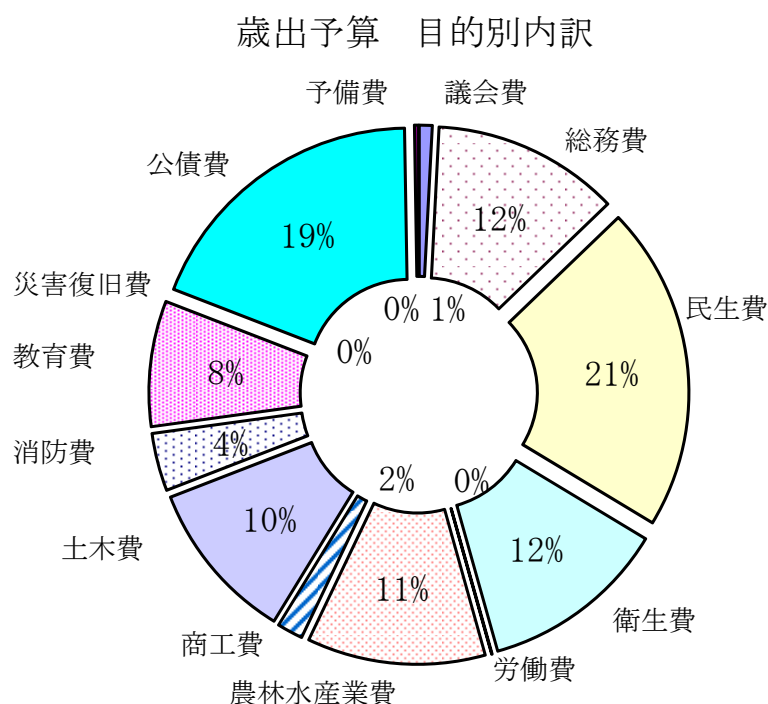
- **町債(14 億 1,960 万円 対前年度 7,200 万円増)**

町が行う借金のことです。普通建設事業や災害復旧事業、資金の貸付事業に使う場合に限り認められるのが原則ですが、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債は使い方に制限がありませんが例外として認められています。(臨時財政対策債を返すためのお金は全額国から交付されます。)

- **その他(3 億 2,184 万 8 千円 対前年度△766 万円)**

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金です。

②歳出予算（目的別）



- 議会費(9,438 万 8 千円 対前年度△1,078 万 3 千円)

議会の運営に用いられる経費です。広報誌の印刷製本費や議会・委員会を招集したときにかかる必要経費、議員・事務局職員の人件費が含まれます。

- 総務費(13 億 7,645 万 3 千円 対前年度△4,313 万 5 千円)

役場の内部管理や税務、戸籍事務から各種調査、町の諸計画の策定、地域振興など幅広い経費が含まれます。また、町長をはじめとする町職員の人件費も主に総務費に含まれます。

- 民生費(23 億 9,135 万 5 千円 対前年度△7,560 万 7 千円)

福祉政策に用いられる経費です。お年寄りや障害をお持ちの方への補助や、保育所など福祉施設の運営委託費、生活保護費、介護保険事業の負担金などが含まれます。

- 衛生費(13 億 7,722 万 5 千円 対前年度 267 万 3 千円増)

心身の健康と清潔な環境の維持のために用いられる経費です。健康診断や妊婦・老人保健事業、インフルエンザなどの予防事業といった保健衛生と、ゴミ収集をはじめとする環境衛生事業が含まれます。また、国民健康保険直営診療所事業、簡易水道事業、下水道事業の各特別会計への繰出金もあります。

- 労働費(253 万 5 千円 対前年度△2,017 万 9 千円)

雇用対策に用いられる経費です。

● **農林水産業費(13 億 1,180 万 9 千円 対前年度 5,321 万 3 千円増)**

農林水産業の振興に用いられる経費です。農業関係の各種補助金・交付金のほか、農道や林道の整備新設、維持管理費用が含まれます。また、下水道事業特別会計への繰出金の内、農業集落排水分は農林水産業費から出ます。

● **商工費(1 億 8,965 万 6 千円 対前年度 3,113 万 2 千円増)**

商工業と、観光業の振興に用いられる経費です。町内企業や中小企業への金融対策を行う機関への補助や、邑南町のPR事業、商工観光施設の運営費が含まれます。

● **土木費(11 億 9,143 万 1 千円 対前年度 4,423 万 5 千円増)**

町道、町営住宅の新設改良や維持管理、河川の管理に用いられる経費です。また、下水道事業特別会計への繰出金の内、公共下水道分は土木費から出ます。

● **消防費(4 億 2,584 万 7 千円 対前年度 7,430 万 4 千円増)**

消防と防災のために用いられる経費です。消防団の活動費や江津邑智消防組合への負担金、防災無線に関する経費が含まれます。

● **教育費(9 億 2,382 万 1 千円 対前年度 1,521 万 7 千円)**

町立の小中学校、体育館や図書館、公民館などのために用いられる費用です。主に教育委員会が使用します。

● **災害復旧事業費(0 円 対前年度△200 万円)**

大雨をはじめとする災害による被害を復旧するために用いられる費用です。災害復旧費用が必要となったときには予備費を充当するか、基金等を財源として速やかに予算化を図ります。

● **公債費(21 億 6,552 万円 対前年度△3,546 万 2 千円)**

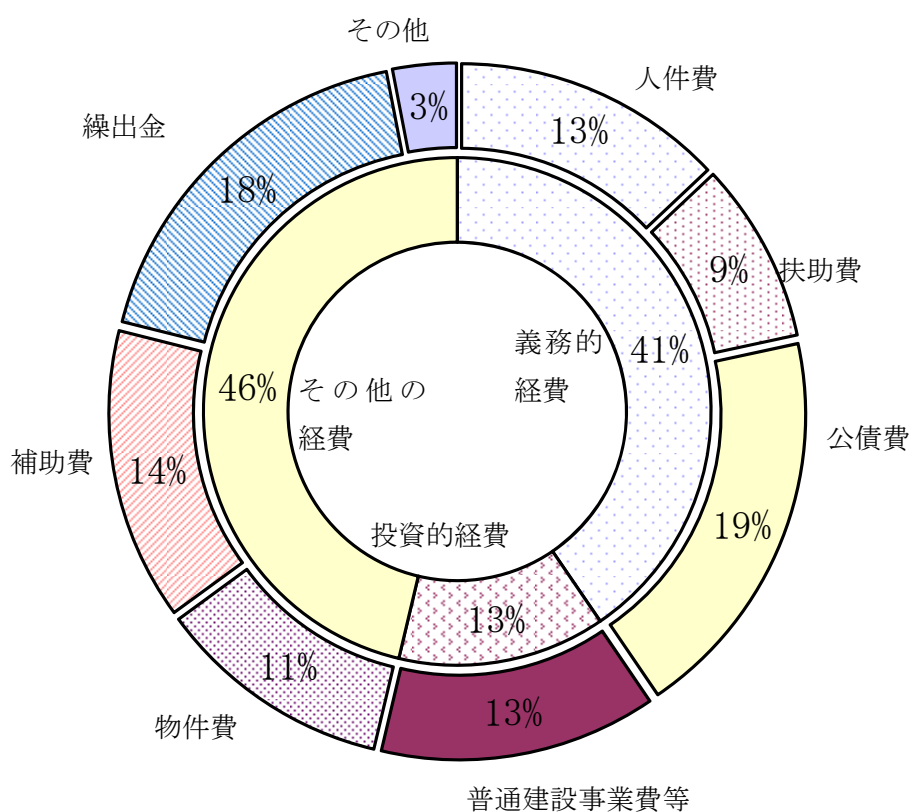
町の借金である町債の返済にあてられる費用です。

● **予備費(3,000 万円 対前年度 増減なし)**

予測できない事態が起きたときに対応するためのお金です。

③歳出予算（性質別）

歳出予算 性質別内訳



義務的経費

町の事情に関わらず必ず支出しなくてはならないとされている経費です。

● 人件費(14 億 8,948 万 6 千円 対前年度 191 万 2 千円増)

町長、議員、その他町職員に支払う報酬や給料、手当などです。

職員数の推移

H16.10 月合併時 311 人(内社会福祉法人派遣 86 人)

H25.4 月 227 人(内社会福祉法人派遣 17 人)

● 扶助費(9 億 9,179 万 1 千円 対前年度 4,591 万 1 千円増)

0 歳から中学生までの子どもの医療費助成、障がいをお持ちの方などへの医療や介護費の給付、養護老人ホームの措置費、生活保護費など、社会保障の一環として援助するためのお金です。

● 公債費(21 億 6,552 万円 対前年度△3,546 万円)

町の借金である町債の返済にあてられるお金です。

投資的経費

社会資本を整備するための経費です。

- **普通建設事業費(15 億 1,779 万円 対前年度 6,085 万 8 千円増)**
道路や公共施設の建設、改良を行うための費用です。

その他の経費

義務的経費・投資的経費以外の経費です。

- **物件費(12 億 9,302 万 6 千円 対前年度△6,553 万 6 千円)**
町有施設の維持管理費や、事務用消耗品の購入費などの事務費が含まれます。
- **補助費(16 億 130 万 4 千円 対前年度△87,112 万円)**
町が交付する各種補助金、交付金のほか、邑智郡総合事務組合、江津邑智消防組合に対する負担金が含まれます。
- **繰出金(20 億 7,229 万 2 千円 対前年度△2,433 万 2 千円)**
特別会計の財政を補うため、一般会計から特別会計へ送られるお金のほか、邑智郡公立病院組合（公立邑智病院）や邑智郡総合事務組合への繰出金があります。
 - ・ 国民健康保険事業特別会計繰出金（1 億 3,036 万 8 千円）
 - ・ 国民健康保険直営診療所特別会計繰出金（5,246 万 2 千円）
 - ・ 後期高齢者医療事業特別会計繰出金（2 億 6,255 万 1 千円）
 - ・ 簡易水道事業特別会計繰出金（2 億 6,255 万 1 千円）
 - ・ 下水道事業特別会計繰出金（5 億 5,667 万 5 千円）
 - ・ 電気通信事業特別会計繰出金（1 億 6,280 万 7 千円）
 - ・ 公立邑智病院繰出金(収益的収支分 2 億 9,674 万 4 千円)
 - ・ 邑智郡総合事務組合負担金（介護納付金分 3 億 1,496 万 6 千円）
- **その他(3 億 4,879 万 1 千円 対前年度△1,123 万 9 千円)**
道路や公共施設の修繕費や予備費などです。

2. 一般会計予算の内訳(歳入)

1款 町税(10億 136万 5千円 対前年度△237万 1千円)

- 1-1-1 町民税個人分(3億 1,255万 4千円)
主として、1月1日現在で町内に居住する住民に対して前年の個人所得に応じて課税されます。
- 1-1-2 町民税法人分(6,068万 2千円)
主として、町内に事務所、事業所を置く法人に対して、その決算時期に、所得、規模に応じて課税されます。
- 1-2-1 固定資産税(5億 3,309万 6千円)
1月1日現在で町内に所在する家屋、土地、償却資産の所有者に対し、その資産の評価額に応じ課税されます。
- 1-2-2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金(252万 7千円)
前年の3月31日現在で国や島根県が町内に所有する資産のうち、固定資産税の対象であるものと同類のものとみなされるものについて、その所有者に対し、固定資産税相当額の負担を求めるものです。
- 1-3-1 軽自動車税(3,480万 9千円)
4月1日現在で、主たる定置場が町内にある軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車(トラクターなど)等の所有者に課税されます。
- 1-4-1 市町村たばこ税(5,041万 7千円)
税金は、たばこの販売価格に含まれています。税額は1本当たり 4.618円です。(古くからの銘柄では、これより安いものもあります。)
- 1-5-1 入湯税(728万円)
入湯客に課税する税金で、税額は1人1日 150円です。

2款 地方譲与税(1億 7,442万 8千円 対前年度 1,060万 4千円増)

- 2-1-1 地方揮発油譲与税(4,683万 3千円)
ガソリンに課税される地方揮発油税はいったん国税として徴収されますが、道路の延長や面積に応じ地方公共団体に配分されます。
- 2-2-1 自動車重量譲与税(1億 2,759万 5千円)
自動車の登録の際に課税される自動車重量税はいったん国税として徴収されますが、その税収入の3分の1は、道路の延長や面積に応じ区市町村に配分されます。

※以下、3款から8款までは都道府県が徴収した税の一定割合が市町村に対して交付されるものです。

3款 利子割交付金(371万円 対前年度 29万 8千円増)

都道府県民税である利子割の57%を市町村に係る個人の道府県民税の額に按分して市町村に交付されます。

4 款 配当割交付金(103 万 5 千円 対前年度△6 万 3 千円)

都道府県民税である配当割の 5 分の 3 を市町村に係る個人の道府県民税の額に按分して市町村に交付されます。

5 款 株式等譲渡所得割交付金(34 万 6 千円 対前年度△2 万 6 千円)

都道府県民税である株式等譲渡所得割の 6.3 % を市町村に係る個人の道府県民税の額に按分して市町村に交付されます。

6 款 地方消費税交付金(1 億 634 万 8 千円 対前年度 76 万 5 千円増)

都道府県民税である地方消費税収入額の 2 分の 1 が市町村に交付されます。交付額の 2 分の 1 は人口、2 分の 1 は従業者数で按分して交付されます。

7 款 ゴルフ場利用税交付金(608 万 5 千円 対前年度△126 万 3 千円)

都道府県民税であるゴルフ場利用税（町内所在のゴルフ場分）の 10 分の 7 が交付されます。

8 款 自動車取得税交付金(2,580 万 5 千円 対前年度△260 万 1 千円)

都道府県の目的税である自動車取得税の 6.6.5 % が市町村に交付されます。

9 款 地方特例交付金(178 万 9 千円 対前年度 24 万 5 千円増)

個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う市町村の減収を補填するために交付されます。

10 款 地方交付税(66 億 7,900 万円 対前年度△1 億 200 万円)

行政サービスの水準を一定以上に保つため、税収などが少ない自治体に交付されるものです。特定の国税のうち一定割合が地方交付税として配分されます。

税収の多い都市部の自治体では交付を受けない団体もありますが、現在、島根県内では全ての市町村が交付を受けています。

11 款 交通安全対策特別交付金(230 万 2 千円 対前年度△5 万 4 千円)

交通反則金収入を原資として、道路の交通安全を図るための経費に充てるため国から自治体に交付されます。人口集中地区人口、交通事故発生件数、改良済道路の延長をもとに交付されます。

12 款 分担金および負担金(1 億 2,036 万 9 千円 対前年度△710 万 5 千円)

町の行う事務・事業により、特に利益を受ける人から事業費の一部とするために集めるお金です。

➤ 12-1-6 農林水産業費分担金(7,747 万円)

各種農業基盤整備事業の受益者負担金です。

- 12-2-3 民生費負担金(6,380 万 2 千円)
養護老人ホームの利用者負担金、デイサービスや配食サービスの個人負担金、保育料などです。保育料については平成 23 年度から 2 子目以降は無料としています。
- 12-2-4 衛生費負担金(286 万 4 千円)
健康診断の個人負担金です。
- 12-2-9 消防費負担金(8 万 5 千円)
防災行政無線の個別受信機設置負担金です。
- 12-2-10 教育費負担金(4,587 万 1 千円)
学校給食費です。

13 款 使用料および手数料(1 億 7,121 万円 対前年度 3,592 万 2 千円増)

公共施設等の使用料や各種証明書の発行手数料などです。

- 13-1-2 総務使用料(1,461 万 2 千円)
町営バスの料金収入、研修施設 邑学館の使用料などです。
- 13-1-3 民生使用料(54 万円)
グループホームの使用料です。
- 13-1-4 衛生使用料(634 万 5 千円)
斎場使用料です。
- 13-1-6 農林水産業使用料(429 万 6 千円)
農林水産物集出荷施設、育苗施設などの利用料です。
- 13-1-7 商工使用料(274 万 2 千円)
主に温泉の使用料です。
- 13-1-8 土木使用料(9,572 万 2 千円)
公営住宅の住宅料などです。
- 13-1-10 教育使用料(2,366 万 5 千円)
教職員住宅の住宅料、スクールバスの運賃、公民館、元気館、青少年旅行村の利用料などです。
- 13-2-2 総務手数料(710 万 4 千円)
戸籍や住民登録の手数料、税の証明手数料などです。
- 13-2-4 衛生手数料(1,618 万 2 千円)
ごみ袋代、犬の登録手数料などです。
- 13-2-8 土木手数料(2 千円)
証明手数料などです。

14 款 国庫支出金(7 億 5,176 万 9 千円 対前年度 529 万 6 千円増)

町が行う事業・事務の中には、費用の一部を国が負担することが義務づけられているもの、国の政策と合っているため補助を受けることができるもの、国の業務で必要経費を受け取って代行しているものもあります。これらの事業にあてるため、国が町に支払うお金です。

- 14-1-3 民生費国庫負担金(3億8,524万5千円)
生活保護費や介護給付費、保育所にかかる費用負担などです。
- 14-2-3 民生費国庫補助金(668万4千円)
障がいを持った方が、自立した日常生活や社会生活が営むことができるようさまざまな支援を行うための補助金です。
- 14-2-4 衛生費国庫補助金(89万7千円)
がん検診のための補助金です。
- 14-2-8 土木費国庫補助金(3億5,270万円)
道路や住宅などを整備するための補助金です。
- 14-2-10 教育費国庫補助金(445万8千円)
埋蔵文化財発掘などのための補助金です。
- 14-3-2 総務費委託金(18万4千円)
外国人登録事務の委託金です。
- 14-3-3 民生費委託金(160万1千円)
国民年金事務委託金などです。

15 款 県支出金 7 億 2,621 万 8 千円 対前年度△615 万 5 千円)

町が行う事業・事務の中には、費用の一部を県が負担することが義務づけられているもの、県の政策と合っているため補助を受けることができるもの、県の業務で必要経費を受け取って代行しているものもあります。これらの事業にあてるため、県が町に支払うお金です。

- 15-1-3 民生費県負担金(2億455万8千円)
介護給付費や後期高齢者医療・国民健康保険の運営、保育所にかかる費用などの負担です。
- 15-1-6 農林水産業費県負担金(6,572万2千円)
地籍調査にかかる費用負担です。
- 15-1-7 商工費県負担金(504万円)
神々の国しまね事業のため町職員を県に派遣するための費用負担です。
- 15-2-2 総務費県補助金(8,255万1千円)
定住促進賃貸住宅建設、生活バス路線確保、下水道や市町村設置型合併処理浄化槽の整備のための補助金などです。
- 15-2-3 民生費県補助金(5,971万4千円)
福祉医療助成事業のための補助金、放課後児童クラブ運営のための補助金などです。
- 15-2-4 衛生費県補助金(654万1千円)
乳児医療費負担、自殺予防、健康増進事業のための補助金です。
- 15-2-5 労働費県補助金(1,314万円)
経済対策による緊急雇用創出事業補助金です。
- 15-2-6 農林水産業費県補助金(2億4,561万9千円)
中山間地域等直接支払制度(1億8,297万円)など農林業振興のための

補助金です。

- 15-2-7 商工費県補助金(374 万円)
空店舗活用事業などの補助金です。
- 15-2-8 土木費県補助金(566 万円)
河川浄化事業補助金です。
- 15-2-10 教育費県補助金(877 万 6 千円)
子ども読書活動、ふるさと教育推進、地域での子育てを支援するための補助金などです。
- 15-3-2 総務費委託金(3,618 万 1 千円)
県民税徴収委託金、参議院議員選挙費委託金、各種統計調査の委託金などです。
- 15-3-7 商工費委託金(96 万円)
自然公園施設と中国自然歩道の管理委託金です。
- 15-3-8 土木費委託金(34 万 8 千円)
出羽川排水樋門、県道除雪、県道流雪溝管理委託金です。
- 15-3-10 教育費委託金(98 万円)
スクールソーシャルワーカー活用事業委託金です。

16 款 財産収入(978 万 8 千円 対前年度△119 万円)

- 16-1-1 財産貸付収入(463 万 6 千円)
町有の土地、建物の貸付収入です。
- 16-1-2 利子及び配当金(353 万 9 千円)
各基金の利子、町が所有する株の配当金です。
- 16-2-2 物品売払収入(161 万 3 千円)
町行造林立木売り払い収入などです。

17 款 寄附金 7 千円 対前年度△4,500 万円)

一般寄付金及びふるさと寄付金です。

18 款 繰入金(3,901 万 6 千円 対前年度△5,036 万 5 千円)

- 18-2-2 減債基金繰入金(1,407 万 9 千円)
あらかじめ計画していた借金返済に充てるため、基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-10 自動堰等管理基金繰入金(90 万 1 千円)
羽須美地域の自動堰の管理費用に充てるため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-12 ふるさと水と土保全対策基金繰入金(300 万円)
農地や農業用施設の小規模基盤整備の費用に充てるため基金の一部を取崩すものです。

- 18-2-13 移動通信用鉄塔施設整備減債基金繰入金(25 万 9 千円)
過去、町が行った携帯電話用鉄塔建設の償還に充てるため基金の一部を取崩すものです。償還に対して県からの助成もあります。(注：現在はこの事業はありません。)
- 18-2-14 総務いこいの村・香木の森基金繰入金(1,304 万 7 千円)
いこいの村、香木の森整備のために基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-15 ふるさと寄付基金繰入金(248 万円)
町歌制定事業に充てるため基金を取崩すものです。
- 18-2-19 江の川下流域活性化事業推進基金繰入金(225 万円)
江の川下流域活性化協議会活動に充てるため基金を取崩すものです。
- 18-2-20 健康センター基金繰入金(300 万円)
健康センターに防災用の太陽光発電パネル及び蓄電池を整備する事業に充てるため基金を取崩すものです。

19 款 繰越金(1,000 万円 前年度と同額)

20 款 諸収入(2 億 2,981 万円 対前年度 1,039 万 3 千円増)

- 20-1-1 延滞金(1 万円)
町税延滞金です。
- 20-2-1 町預金利子(50 万円)
町会計の預金利子です。
- 20-3-2 住宅新築資金等貸付金元利収入(153 万 3 千円)
住宅新築資金貸付の返済を受けるものです。
- 20-3-3 地域総合整備資金貸付金元利収入(1,600 万円)
地域総合整備資金貸付の返済を受けるものです。
- 20-4-1 普通建設事業受託事業収入(4,724 万 5 千円)
社団法人島根県林業公社や独立行政法人森林総合研究所から町が造林事業を受託することによる収入です。
- 20-4-2 その他受託事業収入(5,880 万 7 千円)
介護予防受託金、包括的支援事業受託金、農業者年金事務受託金です。
- 20-5-1 弁償金(1 千円)
町の発行するナンバープレート再交付の際、町が受け取る弁償金です。
- 20-5-2 雑入(1 億 571 万 4 千円)
これまでのどの分類にも属さない収入です。多額なものとしては、いこいの村香木の森納付金(1,500 万円)、香木の森売り上げ収入(1,400 万円)、ふるさと財団助成金(1,152 万円)、ケアプラン作成報酬(1,074 万 2 千円)、消防団員退職報奨金(800 万円)、町営バス邑南川本線運営費川本町負担金(458 万 2 千円)、宝くじ交付金(450 万円)、町営斎場運営費北広島町負担金 254 万 1 千円)などがあります。

21 款 町債(14 億 1,960 万円 対前年度 7,200 万円増)

町が行う借金です。普通建設事業や災害復旧事業、資金の貸付事業に使う場合に限り認められるのが原則ですが、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債は使い方に制限がありませんが例外として認められています。(臨時財政対策債を返すためのお金は全額国から交付されます。)

また、平成 22 年度からは、ソフト事業についても一定の範囲で借金(過疎地域自立促進特別事業債)ができるようになりました。

➤ 21-1-2 総務債(1 億 9,270 万円)

主に上述、過疎地域自立促進特別事業債です。

➤ 21-1-3 民生債(1,600 万円)

生活支援ハウス改修事業等に充てるものです。

➤ 21-1-4 衛生債(6,770 万円)

公立邑智病院の研修施設、職員宿舎、MR I 整備などに充てるものです。

➤ 21-1-6 農林水産業債(2 億 9,030 万円)

主に、田所の山村開発センターの改築に充てるものです。

➤ 21-1-7 商工債(2,170 万円)

食の学校整備に充てるものです。

➤ 21-1-8 土木債(3 億 2,290 万円)

道路改良事業に充てるものです。

➤ 21-1-9 消防債(3,550 万円)

消防施設整備に充てるものです。

➤ 21-1-10 教育債(7,280 万円)

学校施設整備や中野体育館耐震補強に充てるものです。

➤ 21-1-13 臨時財政対策債(4 億円)

3. 一般会計予算の内訳(歳出)

各科目ごとに主なもの、特色のあるものをピックアップしています。(○印)

1款 議会費(9,434万8千円 対前年度△1,078万3千円)

議会事務局(95-1113)(IP:050-5207-3021)

議会や委員会を開催し、議案の審議や監査を行うなど町議会の活動に要する経費です。議員や事務局職員の人件費、調査・研修のための旅費、議会などを招集した時の交通費、議会広報の印刷製本費および負担金などがあります。

○議員報酬費 7,123万5千円

議会議員15人の報酬等の合計です。報酬月額、議長30万4千円、副議長25万2千円、常任委員長・議会運営委員長21万7千円、議員21万円です。

議員定数の推移

H16.10月合併時 40人

H17.5月～ 18人

H21.5月～ 15人

2款 総務費(13億7,645万3千円 対前年度△4,313万5千円)

➤ 2-1-1 一般管理費(5億3,870万3千円)

総務課(95-1115)(IP:050-5207-3000)

町長、副町長および他の科目で計上されていない職員(総務課、企画財政課、会計課など)の人件費、基金の積立金、個人情報保護・情報公開・表彰の各審査委員会経費、交際費、その他の事務経費からなります。

町長、副町長の報酬月額は条例により給与の減額(町長10%、副町長7.5%)が行われており、減額後、町長は67万5千円、副町長は58万9千225円です。

➤ 2-1-2 文書広報費(281万6千円) 総務課

「広報おおなん」の作成を行うための経費です。印刷代の他、取材のための燃料代、写真の現像代、よりよい広報誌にするための職員研修の経費などが含まれます。

➤ 2-1-3 財政管理費(916万6千円) 企画財政課(95-1119)(IP:050-5207-3004)

予算の編成や執行管理、地方交付税や町債の申請に必要な事務経費です。

➤ 2-1-4 会計管理費(448万4千円) 会計課(95-1112)(IP:050-5207-3005)

現金の収入・支出事務に必要な経費です。町が負担する振込手数料や口座引落の手数料、振込通知書の郵送料などです。

➤ 2-1-5 財産管理費(6,457万2千円) 総務課

町有財産の維持管理を行うための経費で、町有建物の火災保険、公用車の損害保険および町有建物やマイクロバスの点検、維持管理費などが含まれます。また、

建物敷地の借地料もここに含まれます。**本年度マイクロバスを1台更新する計画です。**

➤ **2-1-6 企画費(7,101万8千円) 定住促進課、企画財政課**

地域振興や定住対策のための経費です。

○地域コミュニティ再生事業 1,322万円

公民館単位の地域自主組織に補助金を交付し、地域コミュニティ活動の推進をはかります。今年度は、7地区に交付します。(1地区当たり上限256万円)

○矢上高校教育振興会への補助 400万円

遠隔地通学助成など高校振興を支援します。

○住宅用太陽光発電システム設置補助事業 200万円

住宅へ太陽光発電システムを設置される場合に1kw当たり1万円(上限4万円)を助成します。

○再生可能エネルギー等導入推進基金事業 3,050万円

健康センターに防災用の太陽光発電パネル及び蓄電池を整備します。

➤ **2-1-7 交通安全対策費(160万8千円) 総務課**

交通安全指導員への報酬、保育所、小中学校への交通安全用品の配布、交通安全教室の開催経費などです。

➤ **2-1-8 地域振興及び人口定住対策費(7,866万8千円) 定住促進課**

○自治会活動補助費 2,470万9千円

自治会活動に対する補助金です。

○邑南町研修事業費 4,577万6千円 (香木の森維持管理費を含む。)

邑南町研修事業に要する経費です。邑南町研修事業は1年間邑南町に滞在し、香木の森を中心に研修を行う香木の森園芸福祉研修と、町内農家のもとで研修を行う農業研修の2コースがあります。研修生には月額13万円の研修費を支給します。(平成5年度～)

➤ **2-1-9 支所費(2,180万4千円) 瑞穂支所(83-1124)(IP:050-5207-5001)**

羽須美支所(87-0221)(IP:050-5207-6500)

瑞穂支所、羽須美支所の維持管理の経費です。事務用消耗品や光熱水費などが中心です。

➤ **2-1-10 諸費(588万8千円) 総務課**

職員研修に要する経費と、職員の健康診断に要する経費を計上しています。

➤ **2-1-11 情報政策費(2億1,363万2千円)**

情報推進課(83-1125)(IP:050-5207-5555)

役場内の情報通信設備の維持管理費や、電気通信事業特別会計への繰出金などです。

○電気通信事業特別会計繰出金 1億9,124万9千円

➤ **2-1-12 生活交通確保対策事業(5,569万2千円) 定住促進課**

町営バスの運行に必要な経費です。町営バス運行业務の委託費や車両の更新経費、維持管理経費が含まれています。

- 2-2-1 税務総務費(9,560 万円) 税務課(95-1193) (IP:050-5207-3013)
税務事務に関する一般的な経費です。固定資産税評価審査委員への報酬や、所属職員の人件費、事務用消耗品の購入費などです。
- 2-2-2 賦課徴収費(5,502 万 3 千円) 税務課
税金の賦課や徴収にかかる経費です。台帳などの印刷費、通知書や納付書の郵便代、共同処理のための郡総合事務組合への負担金、固定資産税の全期前納報償金などが含まれます。
○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 2,600 万 8 千円
- 2-3-1 戸籍住民基本台帳費(1 億 198 万 5 千円)
町民課(95-1114) (IP:050-5207-3006)
戸籍や住民基本台帳の管理およびパスポートの発券業務の経費です。担当職員の人件費や郡総合事務組合で共同処理を行うための負担金を含みます。
○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 4,184 万 5 千円
- 2-4-1 選挙管理委員会費(715 万 1 千円) 町民課
選挙管理委員会そのものの運営に必要な経費です。選挙管理委員への報酬や、選挙人名簿管理の共同処理の負担金が含まれます。また、それぞれの選挙ごとに必要となる経費は別に計上されます。
○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 682 万 4 千円
- 2-4-2 農業委員会委員選挙費(890 万 2 千円) 町民課
今年度実施の農業委員会委員選挙にかかる経費です。
- 2-4-4 町議会議員選挙費(1,605 万 8 千円) 町民課
今年度実施の町議会議員選挙にかかる経費です。
- 2-4-7 参議院議員選挙費(2,039 万円) 町民課
今年度実施の参議院議員選挙にかかる経費です。
- 2-4-8 土地改良区総代選挙費(161 万 8 千円) 町民課
今年度実施の土地改良区総代選挙にかかる経費です。
- 2-5-1 統計調査総務費(6 万 2 千円) 企画財政課
統計調査全般に関する経費です。
- 2-5-2 統計調査費(776 万円) 企画財政課
今年度は住宅土地統計調査などが行われます。
- 2-6-1 監査委員費(89 万 2 千円) 議会事務局(95-1113) (IP:050-5207-3021)
監査委員(住民から選任 1 人、議会議員から選任 1 人)が予算の執行状況や決算監査を行うための経費です。

3款 民生費(23 億 9,135 万 5 千円 対前年度△7,560 万 7 千円)

- 3-1-1 社会福祉総務費(3 億 5,079 万 5 千円)
福祉課(95-1115) (IP:050-5207-3008)
町民課(95-1114) (IP:050-5207-3006)
福祉全般にわたる経費で、福祉担当職員の人件費も含みます。
○社会福祉相談員費、民生児童委員協議会費 469 万 4 千円

民生児童委員(66人)の活動費です。

○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 4,789万6千円

○邑南町社会福祉協議会補助金 4,204万9千円

○人権総務費、人権計画策定事業費 190万5千円

生活相談員の報酬や人権相談の経費などです。

○国民健康保険事業特別会計繰出金 1億3,036万8千円

国民健康保険事業の町負担分や収入不足を補うための経費です。

○男女共同参画推進事業費 23万2千円

○消費者行政事務費 7万5千円

○福祉医療給付費 3,382万2千円

○おおなん福祉会補助金 344万1千円

ゆめあいの郷、特別養護老人ホームあさぎりの建設時の借入金の返済に対する補助金です。

➤ 3-1-2 社会福祉施設費(1,927万6千円) **福祉課**

くるみ邑美園の指定管理(運営委託)料 1,447万1千円

瑞穂西デイサービスセンター空調改修 472万5千円

➤ 3-1-3 老人福祉費(3億286万6千円) **福祉課**

○通院タクシー助成事業費 44万7千円

バス停から離れているためバスの利用が困難な地域に住む高齢者等にタクシー料金の一部を助成します。

○後期高齢者医療広域連合負担金 1,157万9千円

○後期高齢者医療事業特別会計繰出金 2億6,255万1千円

○緊急通報装置管理費 137万5千円

○通院移送サービス事業費 148万7千円

寝たきりの高齢者等に対し、福祉車両を利用し、医療機関への送迎サービスを行います。

○老人クラブ活動費補助 400万円

○シルバー人材センター補助費 376万円

○生活支援ハウス改修事業 805万円

➤ 3-1-4 老人保護措置費(1億1,945万8千円) **福祉課**

養護老人ホームへの入所判定や、入所措置に要する経費です。

➤ 3-1-5 国民年金事務費(1,062万8千円) **町民課**

国民年金に関係する事務のための経費です。担当職員の人件費と郡総合事務組合への負担金を中心です。

○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 309万円

➤ 3-1-6 障害者福祉費(3億6,098万2千円) **福祉課**

障がいをお持ちの方が自立した生活ができるよう支援するための経費です。

○補装具費 359万4千円

補装具の購入や修理の経費を給付します。

○腎機能障害者通院費助成 195万6千円

腎機能障害をお持ちの方の通院費を助成します。

○自立支援医療給付費 463 万 8 千円

障がい除去したり、軽減することにより、日常生活能力や職業能力を回復させることを目的とした医療に対する給付で、透析治療に対するものが中心です。

○療養介護医療費 510 万 6 千円

常時介護の必要な障がいをお持ちの方が、主に日中病院などで受ける機能訓練、療養上の管理などのうち医療にあたるものについて支援するための経費です。

○障害者自立支援事業費 323 万 6 千円

障害程度区分判定に要する経費や一般事務費です。

○地域生活支援事業費 1,683 万 6 千円

移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援をうける時の補助や、相談支援事業、地域活動支援センターの委託料などです。

○訓練等給付費 7,000 万円

障がいをお持ちの方が地域で生活を行うために提供される訓練的支援で、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などがあります。

○介護給付費 2 億 4,000 万円

障がいをお持ちの方が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう、支援する事業で、自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行う居宅介護（ホームヘルプ）、自宅で介護する人が病気や冠婚葬祭の場合などに利用する短期入所、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練やなどを行う療養介護、常に介護を必要とする人に入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに創作活動や生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に入浴・排せつ・食事の介護等を行う施設入所支援などがあります。

○特別障害者手当等給付費 1,073 万 8 千円

特別障害者手当、障害児福祉手当の給付に必要な経費です。

➤ 3-1-4 介護保険事業費(4 億 4,135 万 4 千円) 福祉課

高齢で介護が必要になっても住み慣れた地域や住まいで自立した生活を送ることができるよう支援を行うための介護保険事業を運営する経費です。所属職員の人件費や一般事務費、郡総合事務組合への負担金なども含みます。

○邑智郡総合事務組合(介護保険)負担金 3 億 1,496 万 6 千円

○包括的支援事業費 2,784 万 4 千円

ケアプランの作成に関する経費、人件費です。

○介護予防事業費 3,734 万 4 千円

地域ささえあいミニデイ事業や交流型デイサービス事業を実施する費用です。

○任意事業費 2,618 万円

地域の実情に応じて実施するもので、介護相談員派遣事業、権利擁護セ

ンター運営事業、配食サービス事業などがあります。

➤ **3-2-1 児童福祉総務費(1億4,039万1千円) 福祉課**

児童福祉に関する事務経費のほか、児童福祉審議会委員報酬、児童手当、子ども手当が含まれます。また、放課後児童クラブに関する経費もここに含まれます。

○放課後児童クラブ費 2,432万9千円

○母子家庭等入学就職支度金給付事業 100万円

母子家庭または父子家庭のお子さんが入学または就職する際に支度金(1人2万円)を支給します。

○児童手当費 1億662万8千円

家庭等の生活の安定と次世代を担う児童の健やかな成長に資するために、中学校終了までの国内に住所を有する児童を対象として給付される手当です。一人当たり月額、0～3歳未満一律15,000円。3歳～小学校修了までの第1子と第2子は10,000円・第3子以降は:15,000円。中学生は一律10,000円。ただし一定以上の所得がある世帯は一律5,000円です。

➤ **3-2-2 児童福祉措置費(5億1,653万9千円) 福祉課**

○保育所措置費 4億5,865万5千円

民営5施設(25年度から口羽保育所が民営となります)、公設民営4施設の保育所運営費です。

○特別保育事業 2,743万円

延長保育や病児病後児保育を行うための費用です。

○子育て支援対策事業 1,590万円

地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業を行います。

○しまね子育て支援プラス事業費 344万6千円

赤ちゃん登校日事業、子育て講座事業などを行います。



小学生が赤ちゃんとおしゃべり体験授業
「赤ちゃん登校日」

○障害児保育事業 585万9千円

○保育所完全給食事業 362万1千円

平成23年11月から、主食も保育所で提供しています。

○保育所途中入所対策事業 117万2千円

➤ **3-2-3 児童福祉施設費(1,468万1千円) 福祉課**

○くるみ学園の指定管理料 660万6千円

○口羽保育所改築事業(駐車場舗装工事等) 806万4千円

➤ **3-2-4 母子福祉費(3,764万7千円) 福祉課**

主に児童扶養手当として支給される経費です。また、母子家庭が経済的に自立

できるよう教育や訓練を受ける時に支給される扶助費も含まれます。

➤ **3-3-1 生活保護総務費(650 万 2 千円) 福祉課**

邑南町福祉事務所の事務経費のほか、嘱託医の報酬、医療社会指導員賃金が含まれます。

➤ **3-3-2 生活保護扶助費(7,018 万 2 千円) 福祉課**

生活保護費として支給される経費です。対象となる方が入所されている施設に対する事務経費の負担金も含みます。

4款 衛生費(13 億 7,722 万 5 千円 対前年度 267 万 3 千円増)

➤ **4-1-1 保健衛生総務費(5 億 3,287 万 9 千円)**

保健課(83-1123) (IP:050-5207-5002)

水道課(95-1118) (IP:050-5207-3017)

町民課(95-1114) (IP:050-5207-3006)

保健課職員の人件費、事務所経費、保健センターの運営費のほか、特別会計への繰出金が含まれます。

○簡易水道事業特別会計繰出金 2 億 6,727 万 7 千円

簡易水道事業の町負担分や収入不足を補うための経費です。

○下水道事業特別会計繰出金（生活排水等）7,491 万 2 千円

下水道事業の内、生活排水処理などの負担分や収入不足を補うための経費です。

○直営診療諸事業特別会計繰出金 5,246 万 2 千円

阿須那、井原、日貫の各診療所の運営費を補うための経費です。

➤ **4-1-2 母子保健費(4,667 万 9 千円) 保健課**

妊婦や乳幼児に対する健康診断や医療費助成のための経費です。平成 23 年度からは「日本一の子育て村」構想の一環として中学生までの子どもの医療費の無料化を実施しています。また、同じく平成 23 年度から不妊治療費助成事業を始めました。

➤ **4-1-3 老人保健費(3,246 万 3 千円) 保健課**

○がん検診推進事業 860 万 7 千円

子宮がん・乳がん・大腸がん検診について、特定の年齢層にクーポン券を配布して受診を奨励します。

○がん検診費 1,4142 千円

上記の推進事業以外の胃がん・肺がん等の健診費用の一部を町が負担します。

○健康増進事業費 306 万 2 千円

メタボ対策の運動教室や認知症予防教室、健康相談などを実施します。

○元気館管理運営費 412 万 6 千円

➤ **4-1-4 精神、難病保健費(323 万 31 千円) 保健課**

心の健康づくり研修会や相談事業などを行います。また、精神障がいのある方の通院医療費や交通費の助成に要する経費です。

➤ 4-1-5 予防費(2,814 万 7 千円) 保健課

各種予防接種に要する経費や、予防接種を受ける方への補助のための経費です。

○母子予防接種事業 1,990 万 5 千円

予防接種法に基づく定期予防接種については、25 年度から子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンが加わりました。

任意ワクチン事業として、高校生の年齢に相当するまでの子、妊婦の季節性インフルエンザワクチン接種費用を全額助成します。(23 年度～)

○成人予防接種事業 773 万 2 千円

65 歳以上の高齢者が肺炎球菌ワクチン任意予防接種を受ける際に 2 千円の助成をします。(今年度新規事業)

65 歳以上の高齢者が季節性インフルエンザワクチン接種を受ける際に接種費用の一部を助成します。

➤ 4-1-6 斎場運営費(1,922 万 1 千円) 町民課

町内 3 カ所の火葬場の運営報償金や燃料代、修繕費等の諸経費です。

➤ 4-1-7 環境衛生費(2,855 万 7 千円) 町民課

環境衛生に関する事務経費、環境衛生担当職員の人件費のほか、狂犬病予防注射、水質検査などに要する経費が含まれます。

➤ 4-1-8 病院費(4 億 427 万 3 千円) 保健課

公立邑智病院の運営に係る負担金です。今年度は医療従事者研修施設建設、看護師宿舍建設、医師住宅改修、MRI 整備を行います。

➤ 4-2-1 廃棄物処理費(2 億 8,177 万 3 千円) 町民課

邑智郡総合事務組合の負担金の内、し尿処理とごみ処理に関するものと、不法投棄された廃棄物の回収、処理に必要な経費です。

5款 労働費(253 万 5 千円 対前年度△2,017 万 9 千円)

➤ 5-1-1 労働諸費(253 万 5 千円) 商工観光課(95-2565) (IP:050-5207-3020)

商工観光課内に設置している邑南町無料職業紹介所の運営費、島根県雇用促進協議会とおおち地域雇用促進協議会等の負担金です。

平成 21 年度から 24 年度まで実施した「緊急雇用創出事業」が終了したことにより、事業費が減額となっています。

6款 農林水産業費(13 億 1,180 万 9 千円 対前年度 5,321 万 3 千円増)

➤ 6-1-1 農業委員会費(2,168 万 1 千円) 農林振興課(95-1116) (IP:050-5207-3011)

委員会の開催など農業委員会の活動に必要な経費と農業者年金の処理に要する事務経費および職員の人件費です。

農業委員数の推移

H16.10 月合併時 40 人

H17.3 月 28 人

H23.4 月 21 人

➤ 6-1-2 農業総務費(6,222 万 7 千円) 農林振興課

農林振興事業に携わる職員の人件費などです。

➤ 6-1-3 農業振興費(3 億 5,478 万 4 千円) 農林振興課

邑南町農林総合事業補助金、中山間地域直接支払事業交付金、農地・水・環境保全向上対策事業交付金などとして支払われる経費や、事務処理に必要な諸経費が含まれます。

○邑南町農林総合事業 1,443 万 2 千円

パイプハウス等の施設整備助成、集落営農組織等の設備整備支援、循環型農業推進、肉用牛及び椎茸生産振興等のための助成事業を実施します。

また、有害鳥獣対策に係る事業を行います。

○数量調整円滑化推進事業 653 万 81 千円

平成 24 年産米からの需給調整事務を邑南町で実施しています。合わせて担い手育成、耕作放棄地対策を行う「邑南町農業再生協議会」を設立しました。この組織の運営費用です。

なお、戸別所得補償（経営所得安定対策）事務は引き続き J A で実施します。

○中山間地域等直接支払事業 2 億 4,352 万 9 千円

○農地・水・環境保全向上対策事業 4,010 万 8 千円

○環境保全型農業直接支払交付金事業 645 万円

○地産地消推進事業 239 万円

森林資源利活用促進事業として、林地残材の搬出経費や搬出団体への支援を行います。

○農地確保利用支援事業 175 万円

農地の確保と利用円滑化を図るために農地所有者の方から担い手の方へ白紙委任をされる場合に奨励金を交付します。また、耕作放棄地再生への取組みを支援します。

○新規就農者支援事業 1,626 万円

青年就農給付金として、就農前の研修段階及び経営に不安定な就農初期の青年就農者（45 歳未満）に対して給付金を支給します。また、半農半 X 支援事業として、U I ターン者の農村地域への定着を支援するため兼業形態の就農を支援します。

○農業担い手育成・確保支援事業 897 万 9 千円

地域が抱える人と農地の問題解決を図るための「人・農地プラン」を作成します。また、農地集積へ協力される方に対して協力金を交付します。

➤ 6-1-4 畜産業費(461 万円) 農林振興課

畜産業への助成金や石東畜産診療所対策協議会への負担金、河川の水質検査に要する経費が含まれます。

➤ 6-1-5 農地費(3 億 1,448 万 8 千円) 建設課(95-1120) (IP:050-5207-3015)

水道課(95-1118) (IP:050-5207-3017)

農業施設整備や土地改良区償還金に対する補助、農道の維持管理、農業集落排

水事業に必要な経費などです。

○下水道事業特別会計繰出金 2億8,693万9千円 水道課

下水道事業の内、農業集落排水の町負担分や収入不足を補うための経費です。

➤ 6-1-6 農業基盤整備費(1,600万円) 建設課

農道和田線の改良及び県営農道保全事業の負担金です。

➤ 6-1-7 施設整備管理費(2億7,564万円) 農林振興課

商工観光課(95-2565)(IP:050-5207-3020)

生涯学習課(83-1127)(IP:050-5207-5100)

田所の農産物処理加工施設、上田の農作業準備休憩施設、阿須那の婦人若者等活動施設、日和のふれあい体験農園の指定管理料などです。

○山村開発センター建設事業費 2億6,901万1千円

耐震強度の低い田所の山村開発センターを改築します。平成24年度から2箇年で実施します。

➤ 6-1-8 地籍調査事業費(1億3,346万8千円) 総務課(95-1115)(IP:050-5207-3000)

山林を中心に、不明確になっている土地の境界を確定するための事業です。現地で境界を確定する作業から確定した境界の測量の委託、完成した地図を使いやすい形で保管するための経費までが含まれます。完了していない地区のある瑞穂地域、石見地域で行います。

➤ 6-2-1 林業総務費(25万9千円) 農林振興課

林業振興関係団体の負担金などです。

➤ 6-2-2 林業振興費(1億367万円) 農林振興課

森林総合研究所や県林業公社の委託および町が独自に行う造林、森林整備事業に要する経費です。

➤ 6-2-3 林道維持費(1,497万7千円) 建設課

林道の維持管理に要する経費です。

➤ 6-2-4 林道整備費(1,000万円) 建設課

林道の新設・改良に要する経費です。県事業である三坂小林線の改良事業の負担金です。

7款 商工費(1億8,965万6千円 対前年度31,132万1千円増)

➤ 7-1-1 商工総務費(4,215万8千円) 商工観光課(95-2565)(IP:050-5207-3020)

主に商工観光課所属職員の人件費です。

➤ 7-1-2 商工業振興費(7,329万2千円) 商工観光課

商工会の運営助成や中小企業に対する優遇融資を行う機関に対する補助のほか、農商工連携サポートセンターの事業費です。

○農商工等連携サポートセンター事業 3,330万4千円

邑南町の農林商工等連携ビジョンに基づいて平成23年10月に設立。

関係機関と連携しながら、商品開発、販路拡大、雇用拡大等の施策を行います。また、国の地域おこし協力隊制度を活用し、邑南町での定住に結び

付けるための人材育成の取組みとして、耕すシェフ・地域クリエイター・ウェディングプランナー・有機農業等の研修事業を実施します。

○食の学校整備事業 2,536万8千円

地域おこし協力隊制度を活用した人材育成に合わせて、町民の食に関する研究拠点施設として「食の学校」を整備します。

○コミュニティビジネス支援事業 514万円

地域商業活性化支援事業(空き店舗活用助成)、中小企業緊急融資事業(新規申請分のみ)などを行います。

➤ 7-1-3 観光費 8,206万5千円) 商工観光課

邑南町の宣伝や観光・特産イベントの開催、観光協会への補助のほか観光地・観光施設の管理運営費が含まれます。

ここで管理運営費を支出しているのは断魚溪、千丈溪、深篠川キャンプ場、いこいの村、香木の森、中国自然歩道(萩原山断魚溪コース)、道の駅瑞穂、軍原キャンプ場、わんぱく館、ほたるの館、はすみリゾートセンター、はすみ交流センターです。指定管理を行っている施設の委託料も含んだ額となっています。

○邑南町観光協会補助 1,650万円

○サテライトオフィス管理費 278万9千円

東京にある邑南町サテライトオフィスの運営費です

○田舎ツーリズム推進事業 197万円

8款 土木費(11億9,143万1千円 対前年度4,423万5千円増)

➤ 8-1-1 土木総務費(2,992万2千円) 建設課(95-1120)(IP:050-5207-3015)

建設課全般の事務費、道路台帳の整備・橋の点検の委託費、各種期成同盟などへの負担金および生活道路の整備に対する補助金となっています。また、担当職員の人件費も含みます。

➤ 8-1-3 下水道費(1億9,482万4千円) 水道課(95-1118)(IP:050-5207-3017)

下水道事業の内、特定環境保全公共下水道の町負担分や収入不足を補うための経費です。

➤ 8-2-1 道路橋りょう総務費(542万8千円) 建設課

道路台帳、橋りょう台帳の管理費です。

➤ 8-2-2 道路維持費(1億3,385万4千円) 建設課

道路の修繕費のほか除雪作業の委託や除雪車両の維持管理といった除雪にかかる経費、トンネルなどの照明・融雪装置の電気代、修繕費が含まれます。

○除雪費 7,836万1千円

○除雪車格納庫整備事業費 1,680万円

25年度除雪車の格納庫を整備します。

➤ 8-2-3 道路新設改良費(5億9,044万3千円) 建設課

国道や県道の改良事業の負担金や町道の新設や改良にかかる経費です。今年度は以下の路線を予定しています。

- ◇ 県道浜田作木線等改良事業負担金
- ◇ 町道高見宇都井線
- ◇ 町道判場川角線
- ◇ 町道中野原新山線
- ◇ 町道鱒淵馬野原線
- ◇ 町道日南川松木線
- ◇ 町道西日向線
- ◇ 町道簾金毘羅線
- ◇ 町道和田線
- ◇ 町道片田善教寺原線
- ◇ 町道戸河内線防災対策
- ◇ 町道断魚トンネル線
- ◇ 町道桜井鳴滝線
- 8-2-5 橋りょう新設改良費(3,465 万円) **建設課**
本年度から町道橋りょうの長寿命化を図るための改修工事を行います。
- 8-3-1 河川総務費(1,240 万 8 千円) **建設課**
 河川浄化のための工事費や浄化活動への補助金、羽須美地域にある自動堰の管理運営費となっています。
- 8-4-1 住宅管理費(8,205 万 9 千円) **建設課**
 主に町営住宅の管理に要する経費です。設備の点検や修繕のための経費のほか、家賃補助などの経費を含みます。また、昨年度に引き続き既存の公営住宅の給湯段差解消等の改修を行います。対象は矢上団地です。
- 8-4-2 住宅建設費(4,687 万 9 千円) **建設課**
日貫地区に若者定住住宅を整備します。
- 8-4-3 住宅政策費(6,096 万 4 千円) **建設課 定住促進課**
 - 賃貸住宅建設補助事業 5,000 万円
 民間の行う賃貸住宅の建設に対して 1 戸当たり 500 万円補助します。
 - 集落振興対策助成事業 829 万 4 千円
 U I ターン住宅相談に係る費用や、50 歳以下の生計中心者が、3 世代同居を目的とし、または高齢化比率 45%以上の集落に定住するなどで家の新築、増改築をされる場合、その費用の一部を補助します。また、U I ターンされる方が町内に住宅を新築、増改築した場合費用の一部を補助します。
 - 住宅・建築物耐震化促進事業 267 万円
 民家(木造)の耐震診断、耐震設計、耐震改修費の一部を補助します。

9款 消防費(4 億 2,584 万 7 千円 対前年度△7,430 万 4 千円)

- 9-1-1 常備消防費 4 億 2,003 万円) **危機管理課(95-0810) (IP:050-5207-3003)**
 江津邑智消防組合と島根県防災ヘリ経理管理協議会への負担金です。

- 9-1-2 非常備消防費(5,897 万 3 千円) 危機管理課
消防団団員の人件費や遺族補償年金、消防団の出動や訓練にかかる経費です。
- 9-1-3 消防設備費(3,143 万 1 千円) 危機管理課
消防車や防火水槽、サイレンなどの設備の維持管理にかかる経費です。
本年度井原地区への防火水槽設置、羽須美地域消防ポンプ自動車の整備を行います。
- 9-1-4 防災費(1,414 万 9 千円) 危機管理課
防災無線の送信設備などの維持管理費や県の総合防災システムの負担金、防災会議にかかる経費です。
○防災士養成事業 148 万 8 千円
昨年度に続き、町民の防災士資格取得を支援します。
○自主防災組織啓発事業費 45 万円
○災害備蓄品整備事業 112 万 7 千円

10款 教育費(9 億 2,382 万 1 千円 対前年度 1,521 万 7 千円増)

- 10-1-1 教育委員会費(184 万 5 千円) 学校教育課(83-1126)(IP:050-5207-5100)
教育委員の報酬と、教育委員会開催のための経費のほか、会議や研修のための旅費が含まれます。
- 10-1-2 事務局費(8,379 万 1 千円) 学校教育課
学校教育課の事務経費に加え、小中学校を対象に行う講演会の講師謝金、学校用地の借地料や外国語指導助手(A L T)や国際交流員(C I R)の招聘にかかる経費などが含まれます。また、所属する職員の人件費も含みます。教育長の報酬月額は条例により給与の減額(5%)が行われており、減額後、54 万 4 千 350 円です。
○一校一菜プロジェクト事業 31 万 6 千円
小中学校で子どもたちが地域の方から指導を受け、食材である農産物を自ら栽培消費することで、地域の食文化、自然環境への理解を深めます。
○教師力向上対策事業 315 万 8 千円
教師力向上のための研修を行います。
○指導主事配置費 222 万 3 千円
県教育委員会から指導主事の派遣を受けてます。
○スクールソーシャルワーカー活用事業 113 万 6 千円
いじめ対策や不登校の支援のためのスタッフを配置します。
- 10-1-3 スクールバス運営費(6,897 万 7 千円) 学校教育課
スクールバスの管理、運行にかかる経費です。
- 10-1-4 教職員住宅管理費(1,370 万 5 千円) 学校教育課
○段ノ原教員住宅改修 243 万 6 千円
- 10-1-5 学校給食費(1 億 2,322 万 4 千円) 学校教育課
学校給食を提供するための経費で、ほとんどが学校給食会への補助金になって

います。他には給食審議会に要する経費、給食費の口座振替に要する経費、給食センターの設備更新のための経費となっています。

➤ **10-2-1 学校管理費(小学校)(1億1,643万4千円) 学校教育課**

町内小学校の運営にかかる経費です。学校で使う消耗品の購入や学校医の報酬、校務員と図書館司書の人件費、校外活動の補助金などがあります。

○低学年複式・学習・生活支援事業 1,715万5千円

複式学級がある小規模校に低学年複式支援員を配置。また、必要に応じ学習支援員、生活支援員を配置します。

➤ **10-2-2 教育振興費(小学校)(1,559万1千円) 学校教育課**

○子ども読書活動推進事業 729万8千円

各小学校に図書館司書を配置します。

➤ **10-2-3 学校建設費(小学校)(3,996万円) 学校教育課**

○瑞穂小学校音楽室屋根改修事業 116万1千円

○矢上小学校屋内運動場改修(解体等) 2,118万3千円

○石見東小学校トイレ整備 300万円

○口羽小学校フェンス改修 306万3千円

○日貫小学校音楽室改修 257万円

➤ **10-3-1 学校管理費(中学校)(6,192万5千円) 学校教育課**

町内中学校の運営にかかる経費です。

➤ **10-3-2 教育振興費(中学校)(931万1千円) 学校教育課**

○子ども読書活動推進事業 272万9千円

各中学校に図書館司書を配置します。

➤ **10-3-3 学校建設費(中学校)(3,096万6千円) 学校教育課**

○石見中学校校舎改修 2,500万円

○羽須美中学校体育館改修 174万3千円

○瑞穂中学校技術棟改修 422万3千円

➤ **10-4-1 社会教育総務費(7,882万9千円)**

生涯学習課(83-1127)(IP:050-5207-5100)

町民大学やふるさと探検隊、成人式などにかかる経費、生涯学習課の事務経費などが含まれます。所属職員の人件費も含まれます。

➤ **10-4-2 公民館費(1億6,838万5千円) 生涯学習課**

各公民館の管理費や公民館長、公民館主事の人件費が含まれます。

➤ **10-4-3 図書館費(1,362万7千円) 生涯学習課**

町立図書館本館および各分館の管理運営費です。読書ボランティア研修講師・読み聞かせ団体への謝金やブックスタート事業に要する経費も含まれます。図書館長や司書の人件費も含みます。

➤ **10-4-4 社会教育施設費(3,683万3千円) 生涯学習課**

郷土館、元気館、青少年旅行村、久喜林間学舎などの管理運営にかかる経費です。

➤ **10-4-5 文化財保護費(2,472万6千円) 生涯学習課**

発掘調査や文化財の管理、ハンザケ自然館運営補助に要する経費です。

○久喜大林銀山発掘調査費 889 万 6 千円

24 年度から久喜大林銀山全体の調査を行います。

➤ 10-4-6 地域振興費(115 万 1 千円) 生涯学習課

夢づくりプランと食育推進に要する経費です。

○夢づくりプラン事業費 77 万 9 千円

今年度は、2 自治会でプラン策定、1 自治会で事業展開の予定。

➤ 10-5-1 保健体育総務費(643 万 1 千円) 生涯学習課

主にスポーツ推進委員への報酬や町体育協会への補助金です。加えてスポーツ教室や大会に要する経費も含まれます。

➤ 10-5-2 体育施設費(2,811 万円) 生涯学習課

体育館や野球場、グラウンドをはじめとする運動施設の維持管理費です。

本年度中野体育館の耐震補強工事を行います。

12 款 公債費(21 億 6,552 万千円 対前年度△3,546 万 2 千円)

➤ 12-1-1 元金(19 億 5,236 万 9 千円) 企画財政課(95-1119) (IP:050-5207-3004)

➤ 12-1-2 利子(2 億 1,315 万 1 千円) 企画財政課

町の借金である町債の償還に必要な経費です。徐々に減少していく見込みです。

98 款 予備費(3,000 万円 前年度と同額)

不測の事態に備えて予備費を計上しています。

4. 特別会計予算

それぞれの特別会計を担当する課ごとにまとめました。特別会計はそれぞれ独自の財源を持っており、その収入により事業を行います。

● 町民課 (95-1114) (IP:050-5207-3006)

➤ 国民健康保険事業特別会計(14 億 7,060 万円)

国民健康保険税や国・県の負担金、一般会計からの繰出金をもとに国民健康保険の事業を行うための会計です。医療費の給付のほか、出産育児一時金や葬祭費等の支給、運動教室や特定健康診査といった事業を行っています。また、直営診療所事業会計や後期高齢者医療事業への支援も行っています。

なお、国民健康保険税の賦課徴収は税務課が行っています。

➤ 国民健康保険直営診療所事業特別会計(8,720 万円)

阿須那、井原、日貫の診療所の運営を行う会計です。診療報酬、個人負担金および一般会計・国民健康保健事業特別会計からの繰入金により運営されています。

➤ 後期高齢者医療事業特別会計(3 億 7,020 万円)

75 歳以上の方の医療を行う会計です。実際の医療給付などは県下全市町村で構成する島根県後期高齢者医療事業広域連合が行っています。加入者からの保険金のほか、国・県の負担金、一般会計・国民健康保険事業特別会計からの繰出金により運営されています。

● 水道課 (95-1118) (IP:050-5207-3017)

➤ 簡易水道事業特別会計(6 億 4,680 万円)

利用者からの使用料をもとに、上水の供給や施設の維持管理を行う会計です。使用料のほか、一般会計からの繰入金を財源としています。また、水道管の延伸や施設の新設改良にはこれらに加えて町債も財源としています。

➤ 下水道事業特別会計(9 億 4,600 万円)

排水の衛生的な処理を行う事業のための会計です。下水管により排水を処理施設まで送るものと、浄化槽の設置、管理を行うものの 2 種類の事業を行っています。簡易水道事業特別会計と同様に使用料と一般会計からの繰入金、管路の延伸や施設の新設改良についてはこれらに加えて町債を財源としています。

● 情報推進課(83-1125) (IP:050-5207-5555)

➤ 電気通信事業特別会計(4 億 3,100 万円)

利用者からの使用料をもとに、おおなんケーブルテレビの運営を行うための会計です。使用料に加え、一般会計からの繰入金も財源としています。